

## サイボウズ株式会社 使用許諾契約書

上部に記載されたサイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）のソフトウェア製品（以下、「本ソフトウェア」といいます。）の使用権（以下、「ライセンス」といいます。）を購入された法人、団体のみならず（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：  
 本ソフトウェア（以下、「本契約書」といいます。）は、本ソフトウェアに関してお客様とサイボウズとの間に締結される法的な契約書です。お客様は、本ソフトウェアライセンスのご購入申し込み前に本契約書の内容を確認する手段やその機会があった場合はサイボウズにご購入を申し込んだ時点、あるいはご購入申し込みにその手段や機会がなかった場合は、ライセンスキー証明書に貼付の保護シールを剥離した時点で、本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。よって、以降は、返品または返金は一切受け付けません。本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。  
 本ソフトウェア製品はその利用を許諾されるもので販売するものではありません。  
 なお、本ソフトウェアには、サイボウズが著作権を有しない第三者のプログラムが含まれます。これらのプログラムには本契約書の効力は及びません。各プログラムの使用条件については、本ソフトウェアの使用前に、以下のファイルをご確認ください。  
 license.html ファイル(3rd\_party\_license ディレクトリ (ドキュメントルートディレクトリ指定フォルダ))  
 これらの使用条件に同意できない場合は、本ソフトウェアを使用することはできません。

- 定義
  - 「登録ユーザー」  
 ①本ソフトウェアを使用する方として、本ソフトウェアに登録された方をいいます。お客様は、お客様の構成員の方のみを、登録ユーザーとして登録することができます。（お客様による資本参加率が50%を超過する子会社および関連会社の構成員の方については登録ユーザーに含めることができます。）  
 ②本ソフトウェアの運用・管理を委託する目的に限り、当該委託先の方を例外的に登録ユーザーに含めることができます。ただし、お客様はこの方から使用に対する一切の対価（金銭的対価、物的対価、権利の対価を含むが、これらに限られない）を受け取ることはできません。  
 ③1つのライセンスで許諾されたユーザーの数を複数のライセンスに分割することはできません。1つの登録ユーザー名で使用できるのはおひとりのみとし、複数の方が同一のユーザー名で使用することはできません。  
 ④「ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。  
 ⑤「ライセンスキー」とは、ライセンスを許諾された場合に与えられる乱英数字等をいいます。ライセンスキーを本ソフトウェアに登録することにより、本ソフトウェアを利用することができます。1つのライセンス毎に1つのライセンスキーが与えられます。ただし、本契約書で許諾された内容を変更・追加するライセンスを取得した場合、当該変更・追加ライセンスは、本ソフトウェアにおいて初めに与えられたライセンスと一体のものとして扱われます。サーバーが同一か否かに関わらず、1つのライセンスキーを複数回登録することはできません。  
 ⑥「システム」とは、本ソフトウェア内、共通データベース部分（以下、「共通DB」といいます。）以外の部分を総称したものをいいます。本ソフトウェアは、共通DBとアプリケーション部分からなります。共通DBにはユーザー情報とライセンス情報が含まれます。本ソフトウェアには共通DBとそれ以外のアプリケーションがダウンロード時にあらかじめ含まれております。共通DBはいかなる場合も、1つの本ソフトウェアにつき1つのみ利用できるものとします。  
 ⑦「メジャーバージョンアップ版」とは、本ソフトウェアのメジャーバージョン番号（バージョン表記の「.」で区切られた3つの数字のうち、先頭の数字）が1つ繰り上がった製品をいいます。
- 使用範囲
 

本契約書は、お客様に対し以下の権利を許諾いたします。

  - お客様は、本ソフトウェア1部のみを1台のサーバーコンピュータにのみインストールし、使用することができます。
  - お客様は、ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲内で、かつ許諾された期間（以下、「使用許諾期間」といいます。）内において、本ソフトウェアを使用することができます。
  - お客様は、ライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲内で利用するユーザーを指定することができます。本ソフトウェアは、利用するユーザーに指定された方のみが使用することができます。お客様が合計した数の追加ユーザーライセンスを新たに購入された場合は、追加したユーザー数を合計した数を利用するユーザーとして指定することができます。
  - 使用許諾期間は、お客様の本ソフトウェアのご購入日、ご使用開始日等に関係なく、本ソフトウェアにライセンスキーを入力した日からサイボウズが終了日として指定した日までとします。お客様の故意、過失を問わず、ライセンスキーを登録しなかった場合、および登録し忘れた場合、などにより本ソフトウェアを使用することができなかったことについて、サイボウズは一切の責任を負いません。また、サイボウズはお客様に対し、使用許諾期間の途中でライセンスキーを登録、解除した場合において、本ソフトウェアを使用することができなかった期間についてのライセンス料の払い戻しは一切いたしません。
- システム
  - お客様は、ライセンスで許諾されたシステム数の範囲で、本ソフトウェアを使用することができます。
  - 追加したシステムの利用は、本ソフトウェアの使用許諾期間内で、共通DBと連動させて利用するに限られます。
  - お客様が本ソフトウェアからバージョンアップし、メジャーバージョンアップ版をご使用になる場合、本ソフトウェアで使用許諾されていたシステムの取扱いについては、後継製品の使用許諾契約書の定めに従うものとします。
- サービスの実施
  - お客様は本契約書に基づき、本ソフトウェアの使用許諾期間中、サービス説明書に定めるサービスを受けることができます。
  - サービスの内容およびご利用の条件の詳細は、サービス説明書をご確認ください。
  - サービス説明書はサイボウズによって随時更新されます。最新のサービス説明書は、サイボウズホームページ（<https://www.cybozu.com/jp/package/sales/admission/>）に掲載されることにより、利用者の認識如何に関わらず、この内容が自動的に改訂・変更され、適用されることとします。
- その他の条件
  - お客様は、以下の各号に記載の目的においてのみ本ソフトウェアを複製することができます。
    - お客様の入力されたデータをバックアップする目的  
 ①バックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものである第三者の保有するものである、とを問わず、いかなるコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。  
 ②本ソフトウェアの修正プログラム、本ソフトウェアにおけるオプション製品等がお客様ご利用の本ソフトウェア、お客様のご利用環境と適合するか否かを事前にテストする目的  
 ③ただし、適合テストを目的とした複製物は、1度の複製につき60日以内の使用に限り、従って、適合テストが終了した場合、または、60日を経過した場合、速やかに破棄するものとします。
    - お客様は、本ソフトウェアをお客様の所有する他のサーバーコンピュータに移管することができますが、本ソフトウェアは、移管前のサーバーコンピュータからすべて消去されなくてはなりません。
    - お客様は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）等を行うことはできません。ただし、お客様は、利用者による利用のみ可能な状態である場合に限り、本ソフトウェアをお客様のホームページ等インターネット上で公開し、利用させる（以下、「インターネット上で利用すること」を、「公開利用」といいます。）ことができます。ただしこの場合であっても、お客様の構成員以外の方がシステム管理者およびライブラリ管理者になることが可能である状態での公開利用ならびにお客様の構成員以外の方をシステム管理者およびライブラリ管理者にすることはできません。
    - お客様は、本ソフトウェアの一部および全部の貸与、リース、担保設定等を行うことはできません。また、ライセンスを譲渡、転売、付与、あるいはその使用を再許諾することはできません。
    - お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変又は本ソフトウェアの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案することはできません。本ソフトウェアは製品全体を利用することとして使用許諾されており、お客様はその構成部分を分離して使用することはできません。
    - お客様が本ソフトウェアを、本ソフトウェアの旧バージョン製品（以下、「旧バージョン製品」といいます。）からのバージョンアップ、代替製品からの乗り換えとして使用される場合、お客様はサイボウズによって本ソフトウェアのバージョンアップ対象製品または代替乗り換え対象製品として指定されている製品のライセンスを正規に取得しているものとします。なお、旧バージョン製品におけるデータをコンバートする必要がある場合を除いては、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）した後、単一のサーバーコンピュータにインストールし、本契約で許諾された範囲内でのみ本ソフトウェアを使用することができます。本ソフトウェア

をバージョンアップとして使用された場合、旧バージョン製品のライセンスは自動的に消滅し

ます。よって、旧バージョン製品のデータをコンバートする場合においても、本ソフトウェアをインストールした後、速やかにコンバート作業を行ない、コンバート作業終了次第速やかに、旧バージョン製品を破棄（アンインストール）しなければなりません。  
 (7) 本契約書は、お客様に対しサイボウズの商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。本契約書で明記されていない権利については、サイボウズに留保されます。

## 6. 本契約の解除および終了

(1) お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。なお、お客様は使用許諾期間の途中で契約を解除することはできません。  
 (2) 本契約の解除および使用許諾期間の終了となった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、ならびにコンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。  
 (3) 本契約の解除および使用許諾期間の終了に伴って作成したライブラリ等が利用不可能となることについて、サイボウズは一切責任を負いません。また、使用許諾期間内に本契約が解除された場合、サイボウズは、いかなる理由に基づくものであっても、残使用許諾期間分についての換金および返金精算等は一切行いません。  
 (4) 本契約が解除となつたお客様が再度契約を望まれる場合は、新たなライセンスのご購入と新規契約が必要となります。この場合、サイボウズはお客様が過去に本ソフトウェアご利用中に作成、ご利用されたデータの復活ないし、継続利用についての保証はいたしません。

## 7. 保証の制限

(1) お客様は、本ソフトウェアの使用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）ないし危険はすべてお客様ののみが負うことをここに確認し、同意するものとします。  
 (2) サイボウズは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合に、これが修正されること、のいずれも保証いたしません。また、サイボウズのいかなる口頭または書面によるいかなる情報又は助言も、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。  
 (3) サイボウズは本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更、中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

## 8. 責任の制限

いかなる場合であっても、また不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、サイボウズ、その供給者および再販売業者は、お客様その他の方に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害、損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害についてその使用したユーザーがお客様に通知する、しないに関わらず一切責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

## 9. ライセンスキー情報の守秘義務と不正使用の禁止

お客様は、故意、過失を問わず、また本契約終了の前後も本契約に関する全ての情報を第三者に対して開示・漏洩してはなりません。また、本契約書に違反したライセンスキーの不正使用はこれを一切禁じます。

## 10. 著作権等

(1) 本ソフトウェア製品（HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。  
 (2) 本件知的財産権は、著作権法及びその他の無知の産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければならないものとします。

## 11. 準拠法および準則

(1) 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。  
 (2) 本契約書ないし本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もサイボウズも同意するものとします。

## 12. その他

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異なるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。  
 本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店がお客様に対して用意している法文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響をもたえるものではありません。